

伝統工芸異業種連携商品開発・販路開拓支援事業費補助金

1 対象者

県内に事業所を有する組合等と伝統工芸産業とは異なる業種の民間企業等の2事業者以上で構成するコンソーシアム（共同事業体）

※ 「組合等」とは、次のいずれかに該当するもの

- (1) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年第57号）第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造又は取扱う事業者を構成員とする事業協同組合等（事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の団体をいう。）
- (2) 富山県伝統工芸品指定要綱第4条第1項に基づき伝統工芸品の指定を受けた団体
- (3) 上記(1)又は(2)に属する複数の中小企業者（富山県内に事業所を有するものであって、中小企業基本法（昭和38年第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）、組合等を主とするグループ
- (4) 伝統工芸品産業の振興を目的に設立された公益法人等その他の団体

2 補助対象事業

新商品開発に係る経費及び新商品の販路開拓に係る経費

3 補助対象経費、補助率等

区分	補助対象経費	内容	補助率	上限額
共通経費	会議費	コンソーシアムの企画運営会議に係る経費	1/2 以内	150 万円
	運営費	コンソーシアムの運営に係る諸経費（但し、補助対象経費の3分の1以内とする）		
新商品開発	報償費	コンソーシアム外部の専門家謝金		
	旅費	新商品開発に直接必要なコンソーシアム構成員や外部専門家等の旅費交通費、宿泊費		
	通信運搬費	商品開発に必要な資材・試作品等輸送費等		
	使用料・賃借料	商品開発に必要な機器、設備、備品等の使用料等		
	原材料費	試作品の製作に必要な原材料費		
	委託費	試作品製作（製造事業者等が製作する部分を除く）、デザイン制作、パッケージ開発等商品開発に必要な委託費		
	手数料	特許出願、商標登録出願等知的財産に必要な申請手数料等		
	その他経費	上記に掲げるもののほか、知事が必要と認める経費		
販路開拓等	報償費	コンソーシアム外部の専門家等謝金		
	旅費	販路開拓等に直接必要なコンソーシアム構成員や外部専門家等の旅費交通費、宿泊費		
	通信運搬費	販路開拓等に必要な新商品等輸送費等		
	使用料・賃借料	販路開拓等に必要な会場、資機材等の使用料等		
	広告費	各種メディア掲載料、広告宣伝費等		
	委託費	開発商品の映像製作、WEBサイト掲載、パンフレット等各種媒体製作等販路開拓等に必要な委託費		
	販売促進活動費	物産展・展示会等出展経費、クラウドファンディング出展経費、ECサイト掲載経費等		
	その他経費	上記に掲げるもののほか、知事が必要と認める経費		

4 留意事項

- (1) 補助事業により取得した教材等は、補助事業の目的にのみ使用することができます。
- (2) 従業員に対する給与等の労務費は補助事業の対象経費とはなりません。
- (3) 事業の実施は正式な交付決定がなされた後に行っていただき、年度内に完了していただくこととなります。
- (4) 補助金の支払いは、補助対象経費の支出確認後となりますので、先に資金手当てが必要です。